



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	オーストラリアの農業および農業政策の特質と今後の展望
Author(s)	加賀爪, 優
Citation	北海道農業経済研究, 14(2), 1-17
Issue Date	2009-02-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63668
Type	journal article
File Information	KJ00006717979.pdf



オーストラリアの農業および農業政策の特質と今後の展望

京都大学大学院農学研究科 加賀爪 優

I. はじめに

オーストラリアは、1901年の連邦結成以来、英連邦特惠制度の下で、旧宗主国イギリスへの一次産品輸出を中心に「羊の背に乗るラッキー・カントリー」として発展し、戦前の一時期にはOECD諸国の中でもトップクラスの豊かさを享受してきた。しかし、その後の国際一次産品市場の長期的低迷に伴って次第に経済の後退を余儀なくされた。特にイギリスのEC加盟がこの凋落過程に決定的な打撃を与えたことはいままでのない。

また元来、オーストラリアは、土壌資源（肥沃度）と水資源に恵まれていない。国土の7割近くが不毛の砂漠であり耕作地域においても表土が薄く肥沃度は低い。加えて、歴史的にも頻繁に旱魃など異常気象の深刻な被害に直面しており、気候変動に対して資源環境面の頑健性に乏しいことが農業部門の発展過程に大きく影響してきた。

本論文の目的は、このような事情をふまえた上で、オーストラリアの農業政策の特徴とそのマクロ経済的な背景を歴史的、国際的な観点から論じることである。以下、第Ⅱ節で、オーストラリアの産業構造と農業について概観し、第Ⅲ節では、農産物輸出の動向と規定要因、第Ⅳ節では、農業政策の展開過程と特徴、第Ⅴ節では、豪日FTAとその波及効果について論じ、最後に第Ⅵ節では、

結びに代えて、今後の展望と若干の考察を加える。

Ⅱ. オーストラリアの産業構造と農業

1. 歴史的発展過程

産業構造と経済発展過程の間の経験法則として、「ペティの法則」や「コーリン・クラークの法則」（あるいは「雁行形態論」）が知られている。経済発展が進むにつれて、経済の重心が第1次産業から第2次産業へ、さらに第3次産業へと移行するという経験法則であるが、オーストラリアはこれの例外的な経過を辿った。つまり、製造業部門が脆弱なままで、第1次産業からいきなり第3次産業が肥大化した「脱工業化社会」を経験したのである。

さらに、一次産品（資源）貿易と経済発展の関係では、次の二つの命題がよく知られている。一つは「ステーブル理論」であり、経済発展の初期において、一次産品輸出の拡大による外貨獲得がその後の発展のエンジンとなるという説である。今一つの命題は、「オランダ病」として知られる現象である。北海油田が発見された当初のオランダでは石油輸出によるブームがもたらされたが、その結果、オランダの通貨ギルダー（当時）が過大評価され、その為替レートが騰貴したため、従来の輸出産業部門である製造業部門の国際競争力

が低下し、経済全体が後退したという事実である。この過程は為替レート変化の経路以外にも、次のルートによっても増幅される。つまり油田採掘等の資源部門の雇用創出力は小さいが、そこでの資源ブームによる賃金上昇が製造業を始めとする他の部門にも波及し生産費を上昇させることを通じて国際競争力を低下させ、そのことが経済全般の後退を招いたのである。

オーストラリアの場合、この両方の側面を経験してきた。イギリスの EC 加盟までの好況の時期は、いわゆる「ステーブル理論」が典型的に妥当してきたが、イギリスの EC 加盟以後の長期停滞の期間は、まさに、この「オランダ病」が妥当してきたといえる。

2. 1970 年代後半以降のマクロ経済状況

オーストラリアの 1970 年代後半以降のマクロ経済状況は、インフレ、失業、財政赤字、貿易赤字、豪ドル安という多重の悪循環に直面してきた。元来、オーストラリアは、希少な人口（現在でも 2,000 万人程度）に規定されて国内市場が小規模にとどまってきた。それゆえ、規模の経済を不可欠とする製造業が育たないという状況から脱し切れずにいた。一次産業に比べて労働吸収力の大きい製造業部門が育たないために、希少な人口をも雇用しきれずに失業を抱えてきたのである。

こうした経済の長期的低迷を反映して豪ドル安の傾向が続いた。理論的には、豪ドルの下落はオーストラリア商品の国際競争力を向上させ、貿易収支を改善させる筈であるが、為替レートの変化に伴う相対価格の変化は瞬時に生じるがそれに伴う輸出入量の変化には一定のラグを伴うので、短期的には「J カーブ効果」による貿易赤字の拡大に直面する。オーストラリアの場合にはこの状態が常態化してきたのである。

こうした長期的不況の状況に加えて、独特の裁定賃金制度によるインフレの下で、恒常的なスタ

グフレーションに苦しめられてきた。

前述のように、オーストラリアの製造業部門は伝統的に脆弱で国際競争力はなく手厚い保護を受けてきたが、それに伴う巨額の財政支出がいわゆる「クラウディング・アウト」現象（公的投資が民間投資の機会を駆逐する状況）を呈し、財政赤字と民間活力低迷を恒常化させていた。

このような状況から脱するために 1980 年代初頭から、「ミクロ経済改革」が採用され、規制緩和と民営化が断行された。この過程で、金融・為替管理制度の自由化、政府系機関の民営化に加えて、農産物流通制度の規制緩和が実行され、各農産物毎に組織されていたマーケティング・ボードの多くが廃止または改組された。

このミクロ経済改革の延長上で、閉塞状況にあった農産物の国際市場環境を開拓するために、1986 年ケアンズ・グループを結成し、ウルグアイ・ラウンドを開始させたことは記憶に新しい。さらに、1989 年には労働党のホーク首相の提案でアジア太平洋経済協力会議（APEC）が発足している。また、この年、豪州小麦ボード（AWB）が独占的に担当してきた小麦の国内流通制度も自由化された。

このように、オーストラリアは、戦後、一貫して長期低落過程を辿ってきたが、2000 年のシドニー・オリンピック以後の一時的ブームが、北京オリンピックに向けた中国からの資源輸入の急増により現在まで持続し、経済成長率、インフレ、失業率などの指標で見ると、マクロ経済は好転している。

3. 農業部門の動向

農業部門は、傾向的には成長しつつも、数年おきに深刻な旱魃に襲われており、その度に経済全体が大きく後退してきた。また、そのことが国際市場にも少なからず影響してきたといえる（図 1）。

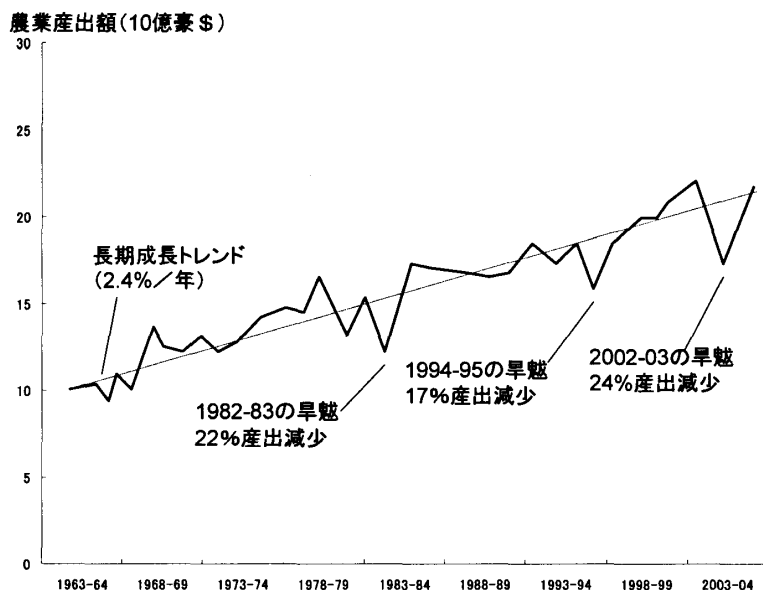


図1 オーストラリアにおける農業産出額の推移

資料：Productivity Commission [3]

農業部門の動態を作物別にみると、国際市場の影響を受けて、伝統的な羊毛や穀物が低迷し、油糧種子、育苗部門等が大きく伸びている。各作物ごとに農家数と産出額との成長率を組み合わせると、養豚、卵、牧羊が斜陽化しつつあり、ブドウ、育苗、綿花等は長期的に伸びてきた。他方、酪農は規模拡大により農家数を減少しつつ産出額を増大してきた数少ない部門となっている。

過去、十数年の部門別成長過程で、成長率が高いのは、ワイン、生体牛、加工食品である。全体の成長への貢献が高いのはワイン、牛肉、小麦であり、羊等は両者とも小さい。また、酪農、果実等の労働集約的な部門は、比較的高い実効助成率をうけているため自部門の成長率以下にしか全体の成長に貢献していない。

農業部門への実効助成率（製品段階の助成によるプラスの効果から投入財産業への助成によるマイナスの効果を控除したネットの助成率）の推移についてみる

と、若干の変動を伴いながらも全体としては低下傾向にある。これを作物別にみると、酪農や果実・園芸など労働集約的な部門で相対的に高くなっており、穀類や食肉部門で低くなっていることが示される（図2）。

最近の農場経営は、2006年度における戦後最大の大旱魃の影響を受け、表1に示した肉牛農場部門をはじめとして、どの作物も経営悪化に直面している。ほとんどの農場で、収益率はマイナスにまで低下しており、それを反映して自己負債が累増している。

穀物農場は、どの作物も2006年度の大旱魃のため、生産、輸出とも大きく

落込み、価格が大幅に高騰している。特に、大麦やソルガムについては今後数年間は回復が困難と見通されている。

また、オーストラリアの農業部門では、産業構造が類似するニュージーランドとの自由貿易協定

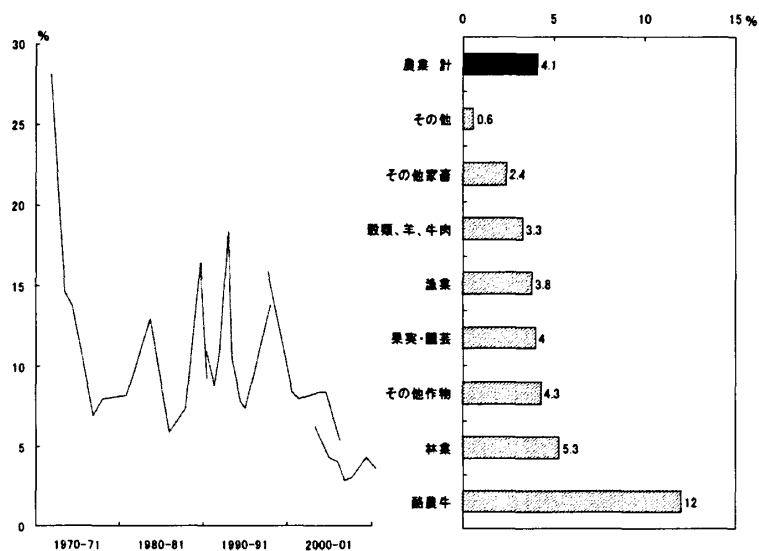


図2 オーストラリアにおける農業への実効助成率(%)
(年次推移と作物別比較 2003/4)

資料：Productivity Commission [3]

注) 1990年代末に産業分類と各産業の投入・産出基礎データが修正されたため、2000年に至る数年間は新旧の基礎データに基づく実効助成率を二重に表示している。

表1 オーストラリアにおける肉牛農場の経済状況

	単位	2004/5	2005/6	2006/7
放牧面積	ha	10,210	10,879	11,146
肉牛頭数	頭	667	665	670
購入頭数	頭	68	73	64
販売頭数	頭	253	258	281
肉牛商品化率	%	77	75	77
肉牛価格	豪\$/頭	736	757	677
現金収入				
肉牛販売	豪\$	185,702	195,054	190,265
作物販売	豪\$	68,541	70,838	35,364
他の家畜販売	豪\$	62,146	57,364	53,036
総現金収入	豪\$	345,014	368,547	309,409
費用				
肉牛購入	豪\$	38,892	47,968	34,947
飼料	豪\$	14,882	17,828	28,658
原材料サービス	豪\$	170,580	173,868	179,831
利子	豪\$	22,676	26,914	30,928
総費用	豪\$	269,040	288,964	274,499
経営成果				
農場現金所得	豪\$	75,974	79,583	34,910
農場営業利潤	豪\$	15,114	7,334	-49,582
収益率				
資本評価増を除く	%	1.3	1.1	-0.3
資本評価増を含む	%	8.1	8.6	-
農場資本と負債				
農場資本合計	百万豪\$	4	4	-
農場負債	豪\$	326,163	374,463	429,850
自己資産比率	%	91	91	-
その他				
農場経営預金	豪\$	24,164	19,233	-
農場経営預金を有する農場比率	%	22	18	-
流動資産	豪\$	108,343	131,346	-
非農場所得	豪\$	28,204	32,145	-

資料：ABARE [1]

(FTA) の締結 (1983 年) により、その直後から産業内貿易 (いわゆる水平分業) が徐々に進捗しつつあるが、そうした事情に加えて、2002 年より導入された「国家食品産業戦略 (NFIS)」によ

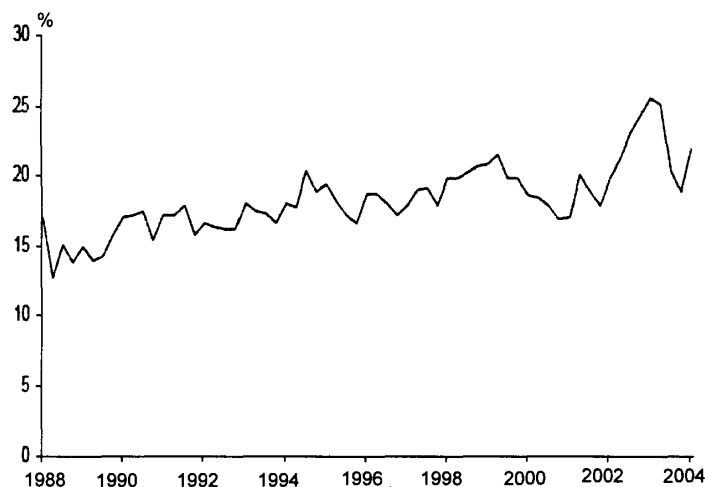


図3 オーストラリアにおける産業内貿易指数の推移

資料：Productivity Commission [3]

り農業政策から食品産業政策に重点が移されたため、農業部門での産業内貿易が特に拡大しつつある (図3)。

図3において、産業内貿易 (水平分業) 指数 (IIT) は次式により計算される。

$$IIT = \left\{ \frac{\sum_{i=1}^n ((X_i + M_i) - |X_i - M_i|)}{\sum_{i=1}^n (X_i + M_i)} \right\} \times 100 \quad \dots\dots\dots (1)$$

ただし、 X_i は商品 i の輸出額、 M_i は輸入額である。

Ⅲ. 農産物輸出の動向と規定要因

1. 輸出動向と国際競争力

オーストラリアの農産物の主要輸出市場に関して、日本は、牛肉とチーズにおいては、依然として最大の輸出市場となっているが、小麦、大麦、砂糖、羊肉などについては第3位まで重要度を下げつつある。

次に、輸出競争力について見ておこう。

表2はオーストラリアの顕示比較優位指数 (RCA) を示している。

RCA はオーストラリアの全商品の総輸出額 X_a に占める商品 i の輸出額 X_a^i の比率を、全世界の全商品の総輸出額 X_w に占める当該商品 i の輸出額 X_w^i の比率で除したものである。

$$RCA = \frac{X_a^i / X_a}{X_w^i / X_w} \quad \dots\dots\dots (2)$$

つまり、オーストラリアに関して、特定商品の輸出額の比重が、世界の総輸出額に占める当該商品の比重に対して何倍大きいかを示す指標である。この指数が1より大きければ、その国の輸出における特定商品の重要度が、世界全体の輸出に占める当該商品の重要度よりも大きいことを示し、このことは、この国が、当該商品に関して、世界の平均以上に国際競争力を持っている

表2 オーストラリアの顯示比較優位指数

項 目	2000	2001	2002	2003
小麦	15.41	14.85	14.50	10.24
穀物	3.21	2.40	4.08	2.53
家畜製品	3.18	3.46	3.00	3.40
毛糸・絹糸	67.48	70.96	70.72	63.57
石油	1.50	1.46	1.39	1.55
鉱物	8.70	8.29	8.70	9.46
牛肉加工品	14.43	16.80	15.06	16.23
乳製品	5.86	5.22	5.41	4.58
織布・繊維	0.51	0.47	0.43	0.37
鉄・鉄製品	0.54	0.34	0.34	0.43
金属製品	6.99	6.99	7.01	6.66
機械	0.35	0.36	0.35	0.34

資料：DFAT [2]

ことを示している。

表2に示されるように、オーストラリアは、ほとんどの一次産品について、そのRCAは1を上回っているのに対して、製造業品はほとんど1を下回っている。さらに、ここで注目されるのは、RCAは鉱物を除くほとんどの商品で低下傾向にあることである。この指数は、伝統的な輸出農産物である小麦等の穀物や乳製品に関しても顕著な低下傾向を示している。つまり、鉱産物以外は一般的に国際競争力が低下しているのである。

次に、日豪間の貿易で重要度が増しつつあるのは日本の野菜輸入である。2007年時点では量的にはそれほど大きくはないものの増加率としてはかなり伸びてきており、また日本の野菜輸入に占めるオーストラリアの順位が高まってきているのも注目される。主要なものとしては、アスパラガスでは日本の輸入額の25% (6,086t) を供給し、第1位の輸入先国である。ネギ・ニラ等の輸入については中国に次いで第2位 (259t)、ブロッコリーの輸入では、米国、中国に次いで第3位 (581t)、また、タマネギの輸入では、米国、ニュージーランド、中国に次いで第4位 (4,780t) の対日輸出国である。その他、ニンジン・カブ (4,305t) の輸入も増加している。これらは、季節的に出荷時期が逆であるため、日本の端境期の需要を優先的に満たすことができるという有利な条件を反映

している。

日豪間の品目別輸出入の変化に関しては、1990年から2004年までの14年間に対日輸出品の比重が農産物から食品（農産物加工品）へと移っている。これは、前述したように、「国家食品産業戦略（NFIS）」（2002～2007）の成果である。他方、オーストラリアの対日輸入の商品構成はこの間ほとんど変化していない。

また、1985年から2004年までの20年間におけるオーストラリアの輸入相手国別シェアにおいて、日本はEU、米国について第3位であったが、2004年に中国に抜かれて第4位に落ちている。しかし、オーストラリアの輸出相手国別のシェアにおいては、日本は2004年まで一貫して第1位を保っている。

2. 輸出の展開過程と規定要因

前述したように、オーストラリアは、イギリスのEC加盟により従来の伝統的市場を失ない甚大な経済的打撃を受けたが、それを相殺したのが高度成長期に入った日本のオーストラリアからの輸入需要の急増であった。この状況は、この間におけるオーストラリアの貿易結合度指数により確認される。表3は、オーストラリアの貿易結合度指数の推移を示している。

貿易結合度指数とは、オーストラリアの貿易相手国の輸入総額 M_j が世界全体の輸入総額 M_w に占める比重に対して、オーストラリアからその国への輸出額 M_{ij} がオーストラリアの輸出総額 M_i に占める比重が相対的にどの程度大きいかを示す尺度である。具体的には次式で示される。

$$I_{ij} = \frac{M_{ij}/M_i}{M_j/M_w} \dots\dots\dots (3)$$

この値が1より大きいならば、その貿易相手国の世界全体にとっての重要度よりもオーストラリアにとっての重要度の方が大きいことを示す。つまり、その両国は世界全体における貿易取引の平

表3 オーストラリアの貿易結合度指数の推移

	輸 出				輸 入			
	1951-55	1965-70	1975-80	1981-83	1951-55	1965-70	1975-80	1981-83
日本	3.0	↑ 4.2	↑ 4.9	3.2	1.2	↑ 2.0	↑ 2.7	↑ 2.8
北東アジア	0.5	1.1	1.3	2.2	0.1	0.7	1.5	1.6
アセアン	0.9	2.9	2.6	2.2	1.6	1.6	1.8	1.7
北アメリカ	0.5	0.9	0.8	0.7	0.7	1.5	1.6	1.5
ニュージーランド	5.7	13.2	17.9	17.1	1.1	4.1	11.4	10.4
その他西南アジア	18.0	20.4	17.8	22.4	11.7	11.9	10.4	8.0
イギリス	3.8	↓ 2.0	↓ 0.8	0.8	5.2	↓ 3.5	↓ 2.1	↓ 1.4
その他ヨーロッパ	0.7	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
中東	0.3	0.8	0.9	0.9	1.3	1.4	1.0	1.8
南アジア	1.5	1.6	1.8	1.3	1.9	1.3	1.1	1.3
アフリカ	0.4	0.7	0.7	0.9	0.5	0.3	0.3	0.3
ラテン・アメリカ	0.1	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2

資料：加賀爪 [7]

均的な緊密度よりも強い貿易関係を有していることになる。

表3に示されるように、日本とオーストラリアの間では、輸出についても、輸入についても1を大きく上回っており、かつイギリスがECに加盟した直後（1970年代半ば）までこの指数が上昇している。逆にイギリスとオーストラリアとの間では一貫して低下しており、かつ輸出においては1を下回るまで低下していることが確認される（加賀爪 [7]）。

このように、イギリスがECへの加盟を60年代に宣言し70年代に実行したことで失った宗主国の市場を、ちょうど高度成長を開始した日本が完璧に肩代わりしたことが確認される。また、その役割が時間と共にNIES諸国やASEANに移行していったことも窺われる^{注1)}。

3. マーケティング・ボードとその輸出活動

オーストラリアを含む旧英連邦諸国に共通する農産物市場組織として、マーケティング・ボードがある。オーストラリアの各種のマーケティング・ボードの中で、最も歴史の古いのが1939年設立のオーストラリア小麦ボード（AWB）である。

1948年に、連邦小麦産業安定化法が実施され、次の3つのプール制が定着した。①異なる品質の

小麦販売収入をプール、②国内販売と輸出版売の収入をプール、③有利な輸出市場と通常の輸出市場での輸出収入をプール。

設立当初の小麦ボードでは、農家は、このプール制度による支払いのもとで、原則として収穫された小麦を小麦ボードのみに出荷し、その輸出も小麦ボードが一元的に扱うことになっていたが、このうち、ボードによる国内の流通規制は1989年に自由化されている。

また、いくつかのマーケティング・ボードは担当する農産物に関して、価格政策にも関与してきた。小麦の場合、1960年代には小麦価格安定基金を財源として、小麦価格がトリガー価格を下回った場合に保証価格との差額を不足払いしてきた。その後、保証価格の水準を輸出価格に連動させる形に変更したため、オーストラリアの農業部門は国際市場の変動により強くさらされることになった。

オーストラリア小麦ボードの一元的輸出活動（シングル・デスク機能）と、国内市場と輸出市場での販売収入のプール活動（その市場歪曲効果）はWTOの場で米国等から問題視されてきたため、組織再編を余儀なくされた。そのため、1999年7月に輸出業務を担当するAWB国際社と国内業務を担当するAWB豪州社に分社化される形で

民営化された。

オーストラリア小麦ボードの制度は5年ごとに見直されることになっている。2005年の見直しの際には、AWB 国際社の一元的輸出権限は辛うじて継続を容認されたが、2010年に、国家競争政策との関係で再検討されることになっており、その際には、この一元的輸出権限は認められない見通しが強い。そうするとオーストラリア小麦の輸出競争力は、いわゆる「隠れた輸出補助金」効果が消滅するのでかなり弱まるものと見られる。

なお、オーストラリア小麦ボードによる各市場での販売収入のプール活動が持つ市場歪曲効果は次のように説明される。従来、AWB は高価格での国内市場の販売収入と低価格での輸出収入とをプールして、その平均価格を出荷量に応じて事後的に農民に支払っていた。この場合、国内市場での超過収入の一部で輸出収入を補填できるため、安い輸出価格で輸出量を拡大するという「隠れた輸出補助金効果」を生じうる。確かに1999年の分社化以後はこの効果は顕著ではなくなった。しかし、分社化後のAWB 国際社に関しては、輸出市場を「通常の輸出市場」と「有利な輸出市場」とに分けた上で、両輸出市場での輸出収入をプールすることにより「隠れた輸出補助金効果」を生じうる（図4）。

注1) 貿易結合度指数 I_{ij} は、産業構造の対照性を示す補完性指数 C_{ij} と距離の近さや政治外交上または制度上の貿易障壁の低さを示す偏向度指数 B_{ij} の積に分解される。1950年代から80年代前半の期間に、日本との貿易関係は補完性指数が高まる傾向にあったが、ニュージーランドとの貿易関係は逆に補完性指数は低下し、偏向性指数が上昇している。他方、イギリスとの関係はこの両指数とも低下する傾向にあった。詳細は加賀爪[7]を参照されたい。

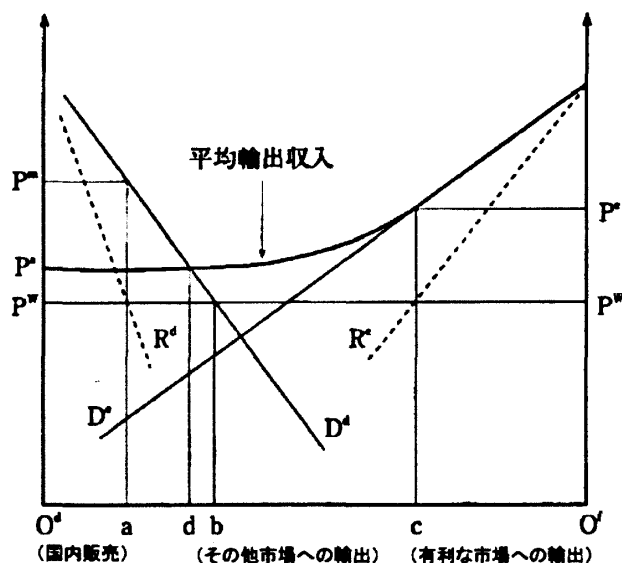


図4 豪州小麦ボードによる輸出収入プール活動の「隠れた輸出補助金効果」

資料：加賀爪[7]

注1) 縦軸は価格、横軸は市場出荷量を示す。

直線 D^d は国内市場での需要曲線、 R^d は D^d に対応する限界収入曲線、直線 D^e は有利な輸出市場における需要曲線(但し右下原点 O^e 点から左方向に測った輸出量と輸出価格の組合せとして表示)、 R^e は D^e に対応する限界収入曲線を示す。一元的活動がある場合には、価格と限界収入との比較により収入が最大となるように販売(輸出)量を定める。「その他輸出市場」への輸出量は残余として決まり、2つの輸出市場での平均輸出収入と国内販売価格との比較で国内販売量と輸出量が決まる。

注2) シングルデスク(国家貿易)企業による輸出収入プーリングの効果

①国内市場と輸出市場の双方が完全競争(WTOの求める状況)

国内市場への販売 $O^d b$
総輸出(有利な輸出市場+その他輸出市場)

..... $O^e b$

②国内市場と輸出市場の双方で一元的活動(以前の状況)

国内市場への販売 $O^d a$
総輸出(有利な輸出市場 $O^e c$ + その他輸出市場 ac)

..... $O^e a$

③輸出市場でのみ一元的活動(現状)

国内市場への販売 $O^d d$
総輸出(有利な輸出市場 $O^e c$ + その他輸出市場 cd)

..... $O^e d$

④総輸出量の比較: $O^e b < O^d d < O^e a$

IV. 農業政策

1. 農業政策の展開

オーストラリアの農業政策の長期的な変遷過程は次のようにまとめられる。1930年代には国際的な金融恐慌の影響から脱するために連邦負債再建計画（CDRS）が採用されてきたが、特に1943年に農村再建委員会（RRC）が設立され、その後の農業農村制度の基本方針が整備された。この間、オーストラリアの外貨獲得の主要な担い手の一つであった羊毛が化学合成繊維に押されて長期的に低迷し、オーストラリアの一次産品輸出による経済発展に深刻な影響をもたらしていた。そこで、1970年代には、国際市場における一次産品の交易条件下落傾向からの経済停滞を回復させることを目的として産業再建計画（IRS）が推し進められ、その流れを受けて1972年に農村再建計画（RRS）が開始された。これが、その後のオーストラリアの農業政策の基本的な方向を決めるものとなっている。その特徴は、他の先進国の農業保護政策とは違って、市場介入の程度は比較的軽度であり、むしろ国際市場の変動が国内市場に及ぼす攪乱的影響を軽減することに重点をおいた安定化措置を中心とするものであった。この農村政策は、1977年に農村助成計画（RAS）として改訂され、農場経営規模の拡大による競争力強化と、早魃や洪水などの異常気象による農家の経営難を救う制度として拡充される。その後、1985年、1988年、1992年に、この農村助成計画に若干の改訂が加えられるが、基本的には、農産物価格の安定化と異常気象による不作に対する救済措置の強化、国際市場の変化に対応して農業の多様化を図ることを中心とするものであった。その過程で輸出農産物の多様化と輸出先の多角化が推進された。数次の改訂を経ながらも、この政策の特徴は、農家を、「規模拡大可能な農家」、「現状維持可能な農家」、「現状維持不可能な農家」の3つに大ま

かに分類し、「規模拡大可能な農家」に対しては手厚い助成優遇措置を講じ、「現状維持可能な農家」に対しては農場経営の継続に必要な優遇措置を講じる一方で、「現状維持不可能な農家」に対しては職業訓練・技術指導を通じて転職を促すことであった。

しかし、その後、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて、ケアンズ・グループのリーダーとして、農業保護政策の即時撤廃・自由化を要求したことに絡んで、自国の農業政策に関しても更なる自由化が要求されることとなった。こうした状況の下で採用されたのが、「総合農村対策（AAA）」であった。また、それは、1980年代半ばからの国家競争政策の下で強力に推進された規制緩和対策の一環でもあった。

このAAAは、1997年9月に発動され、当初は、①農場管理技能訓練（資源・リスク管理の技能習得のための教育・訓練への助成）、②農場非課税積立預金（FMD）、③農民退職支援（農場所有権の世代間移転のための助成）、④農家再生計画（脱農転職ではなく農家として再興させるための助成）、⑤異常事態救済支払い（非常時の所得減を復興させるための助成）、の5つの内容で始められた。特に、②FMDは、豊作年の農業所得を不作年の支出・費用増加分に充当する準備金とする目的で、この特別口座に積立預金する場合には、その農業所得は引き出さない限り非課税とされる制度である。（しかし、農業所得を引き出した時にはその分だけ課税対象とされ、またその金利部分は課税対象となる）。そして、不作年に何らかの方法で持ちこたえ、この口座から引き出さなければ、その部分の所得税はかからないという仕組みである。現在4万人以上の農民が20億ドル以上をFMDに預金している。しかし2006年度の大早魃の影響で、FMDの預金額も口座数も減少する傾向にある。

これらの諸施策に加えて、後に、⑥国際農業協

力（重要な貿易相手国との二国間農業関係を強化するための助成）、⑦農場支援（困窮農家に対して、新技術習得の機会供与と1年以内の所得支持、さらに、離農する農家に対しては5万ドル以下の再建助成金）、また、⑧産業連携計画（農村企業による国際競争力のある収益的で持続可能な事業の企画に対する助成）、⑨農村金融助言計画（農民または農村企業に対して融資に関する助言を無料で提供）、のような措置が追加されて、さらに拡充された。

このように、AAAは、農民の自助努力を側面から支持するもので市場歪曲効果を伴わず、いわゆるWTO協定の定義にいう「緑の政策」に属する内容の政策となっている。

また、オーストラリアの農業関連の政策は、以上の施策に加えて、時限を数年単位に限った次の重点戦略が展開されている。

1) 「アジア市場開発戦略 (STA)」

この戦略は、農業の多角化を「輸出市場の多角化」と「輸出商品の多様化」の両面から推進しようとしたものである。このSTAは1996年9月に採用され、国際市場で農産物需要が低迷する中で、比較的成長が見込まれるアジア市場にターゲットを絞って、その中でも需要の成長が見込まれる新規農産物の隙間市場を開拓しようとしたものである。具体的には、水生ワサビ、半加工緑茶、ミョウガ、生鮮白桃、蟹、アジア向け牛肉、活ロブスター、有機放牧牛肉などの食料農産物を新規に輸出しようとする戦略である。このため、日本等から技術者を呼んで生産技術の習得にかなりの予算をつぎ込み、それなりの成果を挙げてきた。

2) 「国家食品産業戦略(NFIS)」(2002-2007)

前述のSTA戦略は5年間という目標期間を設けて実行された戦略であり、その後は、新しく導入されたNFISに引き継がれている。

この食品産業促進政策は、革新、市場開発、事業環境、環境持続性をキーワードに新たな5ヵ年計画として推進された。つまり、需要が停滞的で余り成長の見込めない伝統的な輸出用農産物からより付加価値の高い食品加工産業に重点を移すものである。この過程で、農業部門内での産業内貿易が一段と進展した（図3）。さらに、これに加えて2007年度からは新たに「バイオ燃料産業化」を重視しつつある。

3) 食品安全性対策と遺伝子組み換え作物・食品の規制

オーストラリアは食品安全性対策としての検疫制度が特に厳しいことで知られており、遺伝子組み換え作物（GMO）に関しても環境放出規制と食品表示規制との両面から厳しい規制をおいている。環境放出規制に関しては遺伝子技術規制法（2000年1月施行）の下で、その商業用の生産・流通を厳しく制限してきた。このことが、オーストラリアの輸出農産物に一種のブランドとしての付加価値を与えており国際競争力の向上に寄与してきた。しかし、この点に関して、これまで享受してきた市場シェア面での短期的メリットを今後どこまで維持できるかが当面の課題である。GM作物の積極的導入によってこのメリットを失うことへの懸念とこれを導入しない場合にGM作物先進国の米国、カナダやアルゼンチンに遅れをとることへの懸念との間で、輸出戦略上のジレンマに直面している。

他方、食品表示規則に関しては、ニュージーランドと共通の食品基準A18（2001年12月施行）により、非GM食品と実質的同等性を有していても表示を義務付けており、非意図的混入の場合も1%までしか許容しないという厳しい表示義務を課している。しかし、バイオセーフティ議定書の国際交渉では「GM作物の安全性評価への予防原則の導入（輸出商品への厳格な表示義務化）」は

新たな非関税障壁になる」と懸念する立場を取ってきた。つまり、対外的交渉スタンス維持と国内 GM 食品表示規則強化との間で、国際交渉戦略上のジレンマに直面している。

2. 環境資源問題と農業政策

元来、オーストラリアでは、植民地建設の過程で平地林を切り開いて農牧地にしたという歴史的経験から、農業は環境破壊型産業と認識されており、環境保全型産業という認識はない。従って、日本や EU のように農業の多面的機能を保護の論拠とすることは受け入れ難い。逆に農林業からの温室効果ガスの放出等による環境破壊が議論されることも多い。

1) バイオ燃料政策

米国や中国では、バイオ燃料生産への食用トウモロコシの転換が穀物価格を上昇させ、大きな議論になっている。砂糖も小麦も、最近の一時的な高騰を除けば長期的には、国際価格が低迷しており、サトウキビ農民の集中するクイーンズランド州と小麦農家の比重の高い西オーストラリア州は、農民の窮状を救う手立てに苦慮している。こうした中で、バイオ燃料産業の動向は、この両州にとって、大きな関心事なのである。特に、石油価格が異常なまでに高騰し、豪ドルの対米ドル為替レートが低迷しつつある現状では、当面の間は必ずしも採算が合わなくとも、幼稚産業としてのバイオ燃料事業を補助し、その一部を輸出する絶好の機会でもある。

このように農業関連の石油代替燃料の生産拡大とクリーン・エネルギーや再生性資源への転換により環境保全型事業を推進する必要に迫られているが、従来、労働党が率いる州政府と保守系連立政権が率いる連邦政府とが協調的でなかったため、その取組が遅れていた。しかし、2007 年 11 月の総選挙で労働党が 11 年ぶりに連邦政府の政

権についたことにより今後、バイオ燃料政策推進の動きが加速することが見込まれる。

2) 水利改革と旱魃

オーストラリアでは、1940 年代に歴史的な大旱魃に直面したが、その後も数年おきに深刻な旱魃被害に襲われ、その度に水利取引の試みが模索されてきた。1983 年に、南オーストラリア州で水利取引が初めて公式に認可されている。また、ニュー・サウスウェールズ州では、1 年間に限った短期的な水利移転が実施され、1989 年にヴィクトリア州で水利法が整備されている。その後、河川環境の悪化、水利取引と水利市場整備の必要性が認識されてきたことを反映して、1995 年 6 月に取水抑制政策として水利改革が実施された。水利取引には、1 年以内の短期的水使用移転（水融通）と農場に付与されている水利権自体の売買とがある。前者は、この水利改革により活発化した。後者は限定的にしか展開していない。この水利計画は、水資源の開発主義から再配分主義への転換と持続可能な水資源管理制度の確立を意図したものである。その背景には、1950 年代後半以降の開発で、マレー＝ダーリング集水域において、1988 年から 1994 年までの 7 年間の取水増加率が 7.9 % で、マレー川からの取水量（年間取水量 11 兆 ℓ）が開発以前の自然流量の 8～9 割に急増し、過剰取水のためマレー川河口で断流現象が生じたという事態がある。具体的には、今後の取水量を 1993/94 年度の取水量水準に留めることとした。

他方、マレー川灌漑地域の農場では水利取引の階層性が見られ、100ha 以上層の農場は不安定な普通水利権を有する稲作経営や混合経営が多く、水融通の購入傾向が見られる一方で、100ha 未満層の酪農経営は安定水利権を有する農場が多く、短期的な水融通という形態での水利権を売却する傾向が見られる。このように、小規模農場を中心

に未使用の休眠水利権が約 4 割存在していることも、水利改革の背景となっていた。

オーストラリアでは、環境用水や生活用水と灌漑用水とが競合しつつある。特に、2006 年は、戦後最大の大旱魃に直面したため、水資源の乏しいオーストラリアで、水を大量に必要とする米作を維持することの妥当性が問われつつある(図 5)。

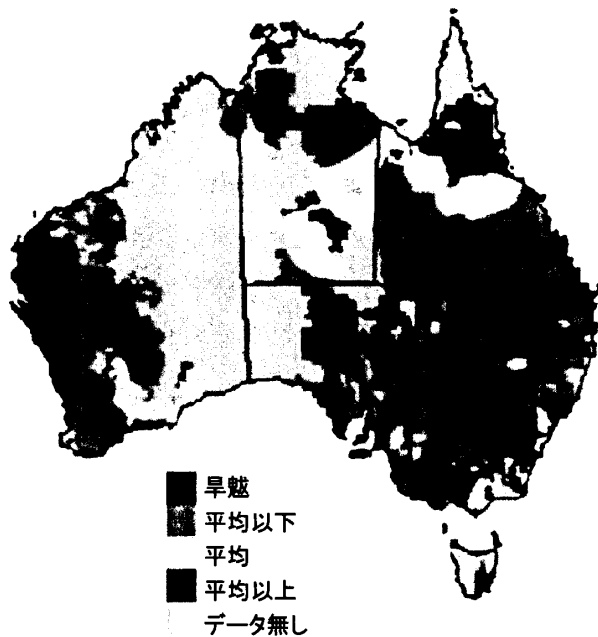


図 5 オーストラリアの旱魃被害 (2006/7)

資料：ABARE [1]

注) 濃淡は平年の年間降雨量 (過去 10 年の平均) に対する 2006 年降雨量の比率による類型化を示す。

3) 米作と水資源

米作は、オーストラリアの最も希少な資源である水資源を多用する上に、生産費に占める水利費の割合が 16 % と農業部門の中で最高であり、さらに、灌漑用水単位使用量 (百万 ℓ) 当りの粗生産額は 2 億豪ドル弱と最低である。

オーストラリアの米は、リベリナ地方で栽培されており、こうした厳しい水資源制約を考慮して、①米作立地の規制 (地下水の上昇による塩害を防ぐため粘土層が 1.5 m ~ 2.7 m 以下の所では禁止)、②水割り当て規制 (農場に割り当てられた水利権の範囲内で、年々のダム貯水量の状況に応じて、

農場当たり約 6~14 億 ℓ 以下に水使用量を制約)、③農地保有規制、④米生産規制 (米需給状況に応じて作付け面積を配分し、水資源局が米作面積の航空写真により監視) の 4 つの規制の下で行われている。それでも、生産費は日本に比べて遥かに低い。因みに、現地でもともと日本人により試みられたソッド・シーディングという有機農法的な栽培方法がある。羊放牧中の牧草地に糞を播種して水を張ったのち暫くして流すという過程を数回繰り返して栽培する方法である。この方法は、①牧草が種蒔き後も放牧に利用される、②羊が除草すると同時に、羊の糞尿が窒素肥料となる、③農地の耕起費用が節約され、土壌からの窒素のロスが少なくなる、という極めて効率的な資源循環型持続的農法として注目されている。

V. 豪日 FTA とその波及効果

1. WTO 交渉の停滞と地域貿易協定

現在、WTO 貿易自由化交渉が停滞する中で、FTA による地域貿易交渉を貿易促進の手段として活用する動きが世界的に広まっている。その際、無差別性と最恵国待遇を原則とする WTO 協定と、協定国と非協定国間で差別する FTA との整合性が問題となる。この点に関して、WTO 協定はその第 24 条において FTA の例外的容認規定を設けている。その条件の主なものは、1) 実質的に全ての貿易を対象とすること (運用上は 90 % 以上の財を含める)、2) FTA の締結によって非協定国に対する貿易制限を高めないこと、3) 妥当な期間内に完了させること (運用上は約 10 年を目途) である。しかし、締結されている 200 件以上の FTA の多くはこの条件を満たしていないのが現実である。

地域貿易協定には、地域統合の程度に応じていくつかの形態がある。①自由貿易協定 (協定国間で関税・数量規制を撤廃するが、非協定国に対し

て共通関税を課さない、例：NAFTA）、②関税同盟（自由貿易協定の内容に加えて、非協定国に対して共通関税を課す、例：EEC）、③経済連携協定（貿易と投資の自由化に加えて様々な二国間協力を含むより広い協定、例：日本＝シンガポール EPA）、④共同市場（労働・資本などの生産要素の自由な移動も認める、例：EC）、⑤経済同盟（さらに経済政策や制度をも共通にする、例：EU）、などである。現在急増している FTA の場合には、域外共通関税を課さないため、関税同盟と違って、地域貿易協定の成果を第 3 国に横取りされる恐れがある。現在、中国が北朝鮮を迂回させることにより高関税を逃れて韓国に輸出するという形で南北朝鮮の自由貿易協定の成果を横取りする事態が生じている。FTA の形態で、これを回避するには、タリフ・ジャンプ（関税分類変更）規定やローカル・コンテンツ（現地調達比率）規定による原産地証明を強化する必要がある。オーストラリアを含めた東アジア共同体構想の可能性を模索する場合にも、その地域統合をどの形態にするのが望ましいか、WTO とどう整合させるかが重要な論点となる。

イギリスの EC 加盟以来、英連邦の特恵待遇による有利な市場を失ったオーストラリアとニュージーランドは、その対応策として 1966 年両国間の自由貿易協定である旧 NAFTA（New Zealand-Australia Free Trade Agreement）を締結したが、互いの産業構造が類似していたため失敗に終わった。その後も両国は何度も FTA を模索するが、最終的に成功したのは、1983 年に締結された CER 協定（経済関係緊密化協定）であった。

以前に失敗した両国間の自由貿易協定が二度目には成功した理由はどこにあったのか。これは次のように説明できる。

リカードの比較生産費説やヘクシャー・オリーの資源賦存説で説明される貿易利益は、本来は、産業構造が対照的で補完的な国の間で成立す

るが、産業構造の似通った国同士の間では成功しない。

最初の協定である旧 NAFTA が締結された 1960 年代の国際情勢下では、貿易利益はいわゆる産業間貿易（垂直分業）から追求されていた。しかし、二度目の自由貿易協定（CER 協定）が締結された 1980 年代には、貿易利益はむしろ産業内貿易（水平分業）から追求される状況に変化していた。

近年、国際市場の変動に伸縮的に対応するために、各国ともあらゆる産業部門をある程度維持した上で、各々の産業部門内で比較的有利な分野に生産の重点をシフトさせて輸出し、そうでない分野を輸入に頼るといふ、いわゆる産業内貿易の時代に移行している。こうした状況下では、産業構造の似通った国の間でも、貿易利益は発生する訳である。

この CER 協定は、世界に先駆けて締結された FTA であり、大きな成果を挙げてきたが、オーストラリアの自由化要求の本音は、グローバルな自由化であるため、その後は WTO による多国間自由化に固執してきた。それ故、FTA の積極的活用という世界の潮流に乗り遅れている。

2. 日豪間の主要農産物貿易品目の状況と

豪日 FTA

日豪貿易問題に関しては、小麦、米、砂糖、乳製品、牛肉などが重要品目である。

1) 米の日豪間貿易

米については、日本で騒がれているほど、大きな問題ではない。というのは、現在、オーストラリアでは、表土や水資源保全の観点から典型的な米作農場においては 4 つの圃場を単位として耕作しており、その各々の圃場で冬作穀物やマメ科牧草と米を組み合わせたブロック輪作体系を採用している。そして、各圃場ごとに時期をずらしてこのブロック輪作体系を実施しており、農場内の

各圃場では6年間に2度の頻度で米を作付している。こうした資源保全の慣行の下では、生産量は、せいぜい130万t位が限度である。また、輸出用の短粒種は専らニュー・サウスウェールズ州で生産されており、予め確保した輸入受注分のみが契約栽培されている。こうした事情に加えて、旱魃による水資源問題が以前にもまして深刻化しており、豪日 FTA により米輸入需要が急増した場合、それを満たす十分な輸出余力はないといえる。

2) 米以外の日豪間重要農産物

砂糖に関しては、国際市場が長期的に低迷しており、オーストラリアは、サトウキビ農家の窮状を打開する必要から自由化を強く迫ってくる可能性がある。豪米自由貿易協定の時も最後まで強く自由化を迫ったが、米国に例外品目として押し切られてしまった経緯がある。

クイーンズランド州政府が推進し始めたサトウキビのバイオ・エタノール生産用仕向けの動向が今後のサトウキビ価格および砂糖の輸出価格に影響し、ひいては豪日 FTA の交渉過程にも影響してくる。また、砂糖は品質格差が大きくないため、日タイ EPA や日フィリピン EPA との兼ね合いもあり、オーストラリア側の目算はそれほど明確ではない。

乳製品に関しては、全国平均としてはニュージーランドほどの競争力はない。東南部のビクトリア州とタスマニア州はニュージーランドに匹敵するほど競争力が高いが、東北部のニューサウスウェールズ州とクイーンズランド州は競争力はない。それ故、以前から州間輸送を巡って、南北紛争を繰り返してきた。これが、最も顕在化したのは、ニュージーランドとの CER 協定締結時である。南の2州（前者）はニュージーランドとの CER 協定締結を推進しようとしたが、北の2州（後者）はこれに強く抵抗した経緯がある。このように、乳製品は、対ニュージーランドとの関係が緊

密であり、豪日 FTA でオーストラリアのみが関税撤廃された場合には、日本の輸入市場における（負の）貿易転換効果が顕著になり、また、ニュージーランドの反発が必至である。

牛肉については、主としてわが国の乳雄牛肉が輸入牛肉と競合するが、輸入牛肉は品質格差が大きいので、オーストラリア産牛肉と国産乳雄牛肉との間の品質面での代替性を正確に検討する必要がある。また、現行 38.5 % の牛肉関税撤廃の影響に加えて、オーストラリア産牛肉は、BSE フリーな牛肉ということで価格効果以上に食品安全性面から需要が増大すると考えられる。その結果、特にオーストラリア産の輸入牛肉と競合する国産乳雄牛肉については、輸入量の拡大により国内価格が大幅に低下すると推測される。

小麦に関しては、他のオーストラリア産輸入農産物と異なるのは、国産よりも品質が高いことである。オーストラリア産は主に麺類用である一方、米国やカナダ産は主にパン・菓子用と主たる用途は異なるが、どちらも国産よりは品質が良く、価格は遥かに安い。日本は特に西オーストラリア州の良質な小麦を大量に輸入しているが、FTA によりオーストラリア産のみを自由化した場合には、米国、カナダからの輸入品との間で、貿易転換効果が生じることになる。また、この場合には輸入数量が大きいので自由化に伴う関税収入の消滅も財政上大きな問題となりうる。

我が国の場合、実質的に高関税で手厚く保護している農産物の品目数は全体の1割強程度に過ぎないが、その1割強のセンシティブ品目が日豪間農産物貿易の大きな比重を占めるので、WTO の例外的 FTA 容認規定に基づいても交渉の除外品目とすることが困難である。

3. 豪日 FTA によるオーストラリアのメリット

図6は、豪日 FTA の締結によりもたらされる経済効果を実質 GDP および実質消費額に関して

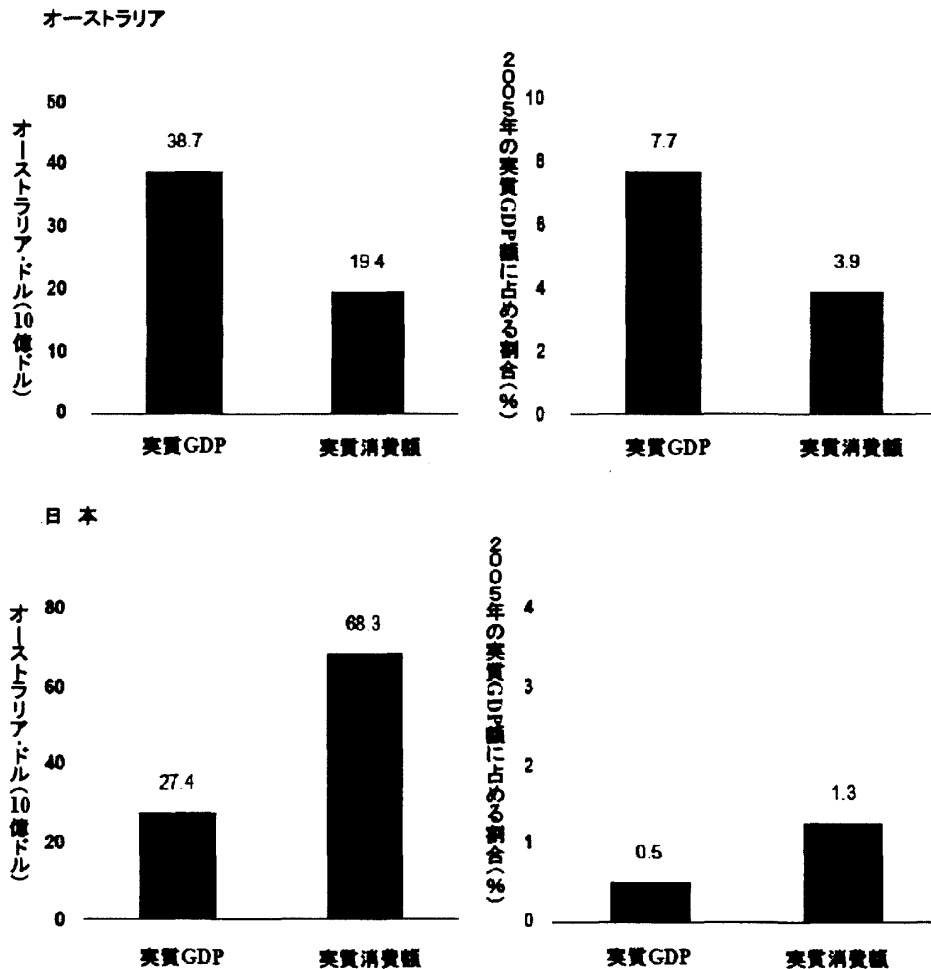


図6 豪日 FTA の波及効果

資料：DFAT [2]

示したシミュレーション結果である（DFAT [2]）。具体的には、2005 年から 2025 年に渡って生じる効果を 5 % の実質利子率で割り引いて 2005 年時点に資本還元したものである。

これによると、豪日 FTA が締結されると、実質 GDP ではオーストラリアの増加(387 億豪ドル)の方が、日本 (274 億豪ドル) よりも上回ることになるが、実質消費額に関しては、日本の方 (683 億豪ドル) が相手国 (194 億豪ドル) よりも大きく伸びることになる。しかし、2005 年時点の実質 GDP に対する比率で示すと、どちらも、オーストラリアの増加率（実質 GDP7.7 % と実質消費額 3.9 %）の方が日本（実質 GDP0.5 % と実質消費額 1.3 %）より大きくなる。このように、豪日

FTA 締結の効果は、マクロ経済的な増加率で見ると限りは、オーストラリア側のメリットの方が大きいことになる。オーストラリアが日本以上に、締結に熱心なのはこのためである。

VI. 結びに代えて

— 今後の展望と若干の考察 —

1. 国際状況からの展望

1) ケアンズ・グループの結束力と交渉力の低下

ガット・ウルグアイ・ラウンドの間では、ケアンズ・グループは自由化という共通の目的のもとで、利害が一致していた。しかし、新ラウンド(ドー

ハ開発ラウンド)では、「貿易と環境問題」が新たな議題になり、先進国メンバーと途上国メンバーの意見対立、また、国家貿易企業(STE)によるシングル・デスク活動を有するメンバーとそうでないメンバーの間で温度差が生じつつあり、グループとしての纏まりと交渉力が低下しつつある。

2) FTA の乱立と WTO 自由化交渉における 対立構図の変化

ガットのウルグアイ・ラウンドにおける対立の構図は、自由化を強力に要求する米国、ケアンズ・グループの陣営とそれに防戦する EU や日本の陣営との対立であった。その後の WTO 農業交渉では、EU が輸出補助金の廃止で譲歩して米国に歩み寄り、米国がオーストラリアにおけるマーケティング・ボードなど STE による一元的輸出活動を攻撃し始めてからは、この対立の構図が、STE による市場歪曲効果を攻撃する米国や EU の陣営とそれを容認するケアンズ・グループや日本等の陣営との対立の構図へと変化する傾向にある。この過程で、ケアンズ・グループとしての結束が薄れ、日本と共に WTO 交渉の中核から外れつつある。こうした状況の中で、オーストラリアは、これまで固執してきた WTO 交渉から FTA 交渉へと徐々にスタンスを変えてきたのであり、豪日 FTA や豪中 FTA への取組もこの延長線上にある。

3) APEC および東アジア共同体構想の展開

東アジア共同体構想が議論される中で、①日中韓、②これに ASEAN を加えた「ASEAN+3」、③これに、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた「ASEAN+6」の3つの案が検討されている。この構想が①案から③案へと拡大した背景には、日本、韓国やオーストラリアに中国の独走に対する警戒感があったという見方もある

が、それ以上に、この地域における米国とオーストラリアの駆け引きが根強く存在している。もと、この構想に反対する米国は APEC をベースにした FTA を提案しているが、その一方で、韓国との FTA を個別に締結し、これらの構想に水を差した格好になっている。他方、APEC の提唱者でもあり、そこでの主導権を維持しようとするオーストラリアは、米国の提案よりも上記の③案に関心を示しているが、これは、難航を極めた豪米 FTA の経緯に加えて、この地域における中国の台頭と米国の進出に対する警戒感があるからである。

2. 国内状況からの展望

1) バイオ燃料への取り組み

オーストラリアは、2010 年までに、3 億 5,000 万 ℓ のバイオ燃料の生産目標を立てている。西オーストラリア州では、小麦生産の 9 割以上が日本に輸出されている。蛋白含有率が低く、澱粉含有率が高いという西オーストラリア州の小麦の特性は、日本の麺類用の用途に適していると同時に、バイオ燃料の原料にも適している。日本は小麦の 9 割以上を輸入に依存しているが、西オーストラリア州で小麦を食用からバイオ燃料原料へと転換する政策は、今後、日本の小麦輸入に大きな影響を及ぼしかねない。

クイーンズランド州は、オーストラリアの砂糖生産の 9 割以上を担っているが、砂糖の国際市場が長期的に低迷傾向にある中でサトウキビ農村の窮状を救う方策の一環として、サトウキビからバイオ・エタノールを生産するプロジェクトを推進しつつある。しかし、他の州の足並みは必ずしも揃ってはならず、オーストラリア全体としてみた場合、バイオ燃料プロジェクトの取組みは世界の動向からはかなり出遅れている。前述したように、この取組みが豪日間の農産物貿易にも大きく影響してくることになる。

2) GM 作物・食品の導入への対応

オーストラリアは、GM 作物導入への明確な対応を決めておらず、長期的な観点からは、米国、カナダ、アルゼンチンに大きく出遅れている。このことが、今後の輸出競争力に大きく影響することになる。GM 作物の商業的生産を原則的に禁じて来たことがオーストラリアからの輸入農産物には GM 物質が含まれていないという食品安全面でのブランドを形成しており、輸出競争力を高めている面もある。しかし、将来、消費者が GM 作物を受け入れるようになってから生産を開始したのでは先進輸出国に追随していけないという焦燥感も募らせている。

3) AWB のシングルデスク権限の再検討

2005 年の AWB 会長のスキャンダル（イラクの旧フセイン政権時代に輸出拡大を狙って多額の賄賂を提供したとされる事件）に加えて、2007 年 11 月の総選挙で連邦政府が保守連立政権から労働党に代わったことから、2010 年に予定されている AWB の制度上の再検討において、そのシングルデスク権限が否定される公算が大である。そうすると、これまで暗に享受してきた「隠れた輸出補助金」効果はなくなるので、輸出競争力の低下が必至である。

最後に、オーストラリアの本音は、依然としてグローバルな自由化であり、リージョナルな自由化は世界の潮流に乗り遅れないためのセカンドベストとしての選択に過ぎない。従来、連邦政府と州政府とは、各々の政権政党に関係なく常に非協調的であったといえる。その背景には、大戦時に戦費を調達するため税収を州政府から連邦政府に集中させるよう租税制度が整備され、その結果、連邦予算はその行政内容に比べて超過気味であるのに対して、州政府予算は逆に不足気味で経過してきたという事情がある。現場の行政や経済政策に責任を負っているのは州政府であって、連邦政

府は外交通商といった対外政策を担当しているに過ぎない。FTA 交渉などにおいては、常に連邦政府が窓口になり、その要求は過激な表現になりがちであるが、必ずしも実態を反映していない。豪日 FTA に関しても、連邦政府の過激な要求とは違って、州政府の担当官と話してみると、自由化要求の本音はむしろポテンシャルの大きい中国市場に向けられており、既に成熟し飽和した日本市場に対しては過去の実績に対してかなり好意的な受け止め方をする意見も少なくない。

付 記

本論文は、2007 年 9 月 29 日に酪農学園大学で開催された北海道農業経済学会の招待学術講演に基づいて改稿したものである。改稿に際し、本誌レフリーから頂戴した貴重なコメントに謝意を表す。いうまでもなく本論文に誤りが含まれているならば、その全ての責任は筆者にある。

引用文献

- [1] ABARE, *Australian Commodities*, Vol.14, No.3, Commonwealth of Australia, 2007.
- [2] Department of Foreign Affairs and Trade, *Joint study into the costs and benefits of trade and investment liberalisation between Australia and Japan*, Commonwealth of Australia, 2005.
- [3] Productivity Commission, *Trends in Australian Agriculture*, Research Paper, Commonwealth of Australia, 2005.
- [4] 加賀爪 優「豪州における穀物からのバイオ燃料生産の動向とその意義－再生可能な石油代替燃料の生産による資源循環型農業への模索－」『生物資源経済研究』, 12 号, 2006 年, 31～50 頁.
- [5] 加賀爪 優「豪州・中国間自由貿易協定の

動向とその経済波及効果」『生物資源経済研究』, 11 号, 2005 年, 67～86 頁.

- [6] 加賀爪 優「農産物貿易における国家貿易企業の一元的活動の市場歪曲効果について」『生物資源経済研究』, 6 号, 2000 年, 95～114 頁.
- [7] 加賀爪 優『食糧・資源輸出と経済発展－オーストラリア、ニュージーランドの輸出多角化過程の計量分析－』大明堂, 1993 年.
- [8] 加賀爪 優「環太平洋地域の経済発展と穀物貿易の構造変化」成蹊大学アジア太平洋研究センター, 1986 年.
- [9] Pannell. D. et al., “Special issue on water economics and policy”, *Australian Journal of Agricultural and Resource Economics*, Vol. 50, No.3, pp 269-270. 2006.